イギリス会社法における取締役の注意義務と信頼の原則（2・完）

江　　正　一

一　はじめに
　㈠　日本法における信頼の原則に関する状況と問題点
　㈡　イギリス会社法との比較研究の意義
　㈢　本稿の目的と構成
二　イギリス会社法における取締役の注意義務
　㈠　取締役の役割
　㈡　取締役の注意義務
　㈢　取締役の注意義務の違反
三　イギリス会社法における信頼の原則
　㈠　信頼の原則の確立
（以上、149号）
　㈡　信頼の原則の発展と現状
　㈢　取締役の独立判断義務と信頼の原則
四　むすびにかえて――日本法への示唆
（以上、本号）

三　イギリス会社法における信頼の原則（承前）

㈡　信頼の原則の発展と現状

前節では、イギリス会社判例法において、いかなる根拠によって信頼の原則が確立されたか、その位置付けおよび適用要件をどのように捉えるべきかについて検討を試みた。

イギリスでは、1970年代以降、取締役の注意義務の基準が引き上げられ、ソフト・ローによりコーポレート・ガバナンスへの要請が厳格化された。

ただし、少なくとも前節各判例において示された信頼の原則の意義に対する理解は、依然としてイギリス会社判例法において認められていた。たとえば、違法な剰余金の配当につき取締役の責任が問われた2019年のBurnden Holdings（UK）Ltd v Fielding[164]事件（以下、「Burnden事件」という）判決において、Zacaroli裁判官は、「Dovey事件判決においてLord DaveyおよびLord Halsbury LCが述べた『取締役は会社内の財務業務を担当する者の判断に依拠することができる』というステートメントは、現在においても依然として妥当である」[165]と述べた。

信頼の原則の適用要件については、再検討する必要がある。前節各判決において示された適用要件は、非業務執行取締役の注意義務違反の有無について、重大な過失の有無を判断することで形成されたものである。現在では、非業務執行取締役は、業務執行取締役を監視する責務を負い、その課される注意義務の水準は引き上げられることとなった。それにより、業務執行取締役が職務を遂行する際に負う注意義務の水準に対する期待も、より高くなる[166]。Langley裁判官も、非業務執行取締役の監督的役割を考慮したうえで、「（Romer裁判官の）ステートメントは、もしそれが（取締役による）他人の職務遂行への無条件の信頼が認められることを意味するのであれば、現在の法律のもとでは妥当であるとはいえない」[167]と述べた。Langley裁判官によるRomer裁判官の信頼の原則の内容についての理解は、本稿の立場とは若干の差異があるものの、少なくともイギリス会社判例法上、初期の会社判例法において形成された信頼の原則の適用要件を、現在そのまま適用することは妥当でないと考えるものであって、的確であるといえる。

164）［2019］EWHC 1566（Ch）.

165）Ibid at para. 158.

166）取締役が負う注意義務の水準は、当該取締役が受け取る報酬の多寡と関連することを指摘した判例も存在する（Re Barings plc［1998］BCLC 583）。これに基づけば、より高額の報酬を受け取る業務執行取締役に対しては、より高度な注意義務が課されることは自然である。

167）Supra note 69）, at para.［41］.

そこで、以下では、現在のイギリス会社判例法に基づいて、信頼の原則の発展と現状を検討するとともに、その適用要件を明らかにしたい。

1　会社判例法の展開

(1)　専門家への信頼の場面

(a)　判例の提示

〔判例 5〕Norman 事件

不動産の鑑定士（chartered surveyor）の資格を持っていたYは、不動産会社であるA社の取締役に任命された。Bトラストは、A社の唯一の株主であり、その受託者（trustees）は、訴外弁護士事務所Cのパートナーおよびが支配する会社であった。Cのパートナーの 1 人であり、かつ税務や信託業務を専門とするDは、Bの日常的経営を担当した。Dは、A社の財産を詐欺的に取得することを計画して、Yに対して、オフ・ショア租税回避のためにA社が有する現金を海外のE社に投資するよう提案した。Dは、Yの信頼を得るため、E社がCの支配のもとにある会社であり、この投資が安全であると保証した。Yは、オフ・ショア租税回避および会社法に関する知識を有せず、Dの助言を信頼して、A社の資金を用いてE社に投資した。その結果、A社は多くの損失を被った。Bの受益者Xは、Cに対して訴訟を提起した。Cは、YがA社の取締役としての注意義務に違反があるとして、損害を分担すべきであると主張した。

Hoffmann 裁判官（大法官部）は、YがDの助言を信頼したことが認められるか否かについて、「Yは過失があったかまたは単純であったとはいえないため」[168]、このような信頼を認めるべきであると述べた。その理由は、次のようである。第一に、Dは、Yに対して、A社の資金をE社に投資すればA社にとって有利であること、その資金がA社の事業に必要となった場合には払戻し可能であること、E社がCの支配のもとにある会社であり、このような投資が安全であることなどについて保証を行った。そして、「（Dが提供した）情報が事実であるならば、Yのような立場にある

168）　Supra note 90), 1034.

取締役がDの助言を受け入れるのは適切な判断であると考える」[169]と述べた。第二に、Yは、Dの誠実さや専門知識に疑うべき理由がある場合には、Dに対して質問をしたり、提供された情報について自ら調査したりすべきであるが、このような疑うべき理由がない（Cのパートナーである有能な弁護士も疑問なくDのことを信頼したことも 1 つの理由として挙げられた）。そのため、「Yが（Dからの）情報を真実であると受け入れ、さらに質問をしたり独自に調査したりしなかったことは合理的な行動であると考える」[170]と述べた。第三に、Yは、自らの責任を放棄して、Dの助言に完全に依拠して行動するではなく、Dの助言がA社の利益に合致するかどうかを検討したうえでDの助言に従った。第四に、Yは、E社に投資した後、Dの誠実さについて疑うべき事情が発生したものの、Dに対して質問を行い、合理的であると考えられる返答を得た。

〔判例 6〕Re Loquitur Ltd[171] 事件

A社は、ライター事業を経営していたが、1994年に同事業を売却し、700万ポンドのキャピタルゲインを得て、これによって230万ポンドの法人税が生じた。A社は、このキャピタルゲインに対する税負担の繰延べおよび軽減を図るため、子会社を通じて法に定められた適格資産を取得するスキームを設計した（本件スキーム）。A社の取締役兼支配株主Y_1および同社の取締役Y_2は、税務に関する専門家をはじめとする外部の専門家に助言を求めて、本件スキームの内容を決定した。また、A社はB社との間で、本件スキームが成功した場合にはB社に116万ポンドの成功報酬を支払うことに合意した。

その後、A社は株式移転により親会社であるC社を設立した。A社は、法人税にかかる繰延税金負債や成功報酬を引当て処理しない中間財務諸表に基づいて、非現金資産の多くをC社に移転し、かつ剰余金の配当を行い、C社に対して590万ポンドを支払った。剰余金の配当を行う際に、前掲専

169）Ibid, 1035.
170）Ibid.
171）［2003］2 BCLC 442.

門家らにも助言を求めた。1997年に、剰余金の配当が行われた後、A社は、過小な資産が残され、その結果、清算手続に入った。2002年に、税務局（the Inland Revenue Commissioners）Xは、本件スキームの適用による税負担の繰延べおよび軽減を却下した。同時に、Xは、剰余金の配当を行うことにつき、取締役としての不当行為または任務懈怠に該当すると主張して、Y_1およびY_2に対して配当の返還を求めた。

Etherton裁判官（大法官部会社法廷（Companies Court））は、Y_1およびY_2が法人税にかかる繰延税金負債や成功報酬を引き当てずに剰余金の配当を行ったことが合理的であるとはいえず、注意義務に違反したと判示した。

Yらに専門家への信頼が認められるべきであるという抗弁に対し、裁判官は、以下の理由によってY_1およびY_2の抗弁を退けた。第一に、本件スキームに関して、専門家らはイギリスの法のもとで、適格資産が真の取引資産（genuine trading asset）でなければならないと指摘したにもかかわらず、Y_1およびY_2は本件スキームを実行する際に、適格資産が真の取引資産ではないことを認識しながら、実際の状況に即して専門家に再確認を求めることもしなかった。第二に、剰余金の配当に関して、Y_1およびY_2は専門家らの助言を、当該専門家らの本来の意図とは異なるものとして解釈し、しかもその解釈が正確であるか否かについて、専門家に対して再確認を求めることもしなかった。

そこで、裁判官は、〔判例 5〕に示された信頼の原則に関する一般論を引用して、「取締役は専門家に合理的に依拠することが認められる」[172]と述べたものの、「本件における具体的な事実関係……を踏まえると、経験豊富な企業人であるYらが、剰余金の配当に先立って専門家に確認的な助言を求めなかったことについて、助言者（advisers）の背後に隠れて責任を回避することはできない」[173]と述べた。

〔判例 7〕Re Bradcrown Ltd[174] 事件

172） Ibid, at para［239］.
173） Ibid.
174） ［2001］1 BCLC 547.

Ｙは、保険業および不動産業を営むＡ社の財務担当取締役であった。Ｂは同社の取締役会会長兼業務執行取締役であった。また、ＣはＡ社の総務担当取締役であった。Ｂの主導により、Ａ社は、勅許会計士および弁護士からの助言に基づいて、取締役会決議によって、同社の保険事業と不動産事業を分割し、すべての資産を新設会社に譲渡した。一方、Ａ社は、引き続き一部の賃料債務については債務者の地位にあった。Ａ社は、その債権者の懸念を払拭するために、同社の資産状態が良好であることを示す法的支払能力宣言（declaration of solvency）を行った。しかし、1995年に、Ａ社は財務状況が悪化し、支払不能に陥った。ＢおよびＣは、別件訴訟において義務違反があると認定され、資格剝奪を受けた。また、Ａ社の破産管財人Ｘは、Ｙに対して、裁判所に取締役資格剝奪命令を申し立てた。

Collins裁判官（大法官部会社法廷）は、Ｙが取締役として 2 年間の資格剝奪命令を下した。

Ｙは、取締役としての義務違反があったとしても、事業分割について外部の専門家からの助言および実行者であるＢおよびＣを信頼したこと（かつこのような権利を有すること）により、取締役資格剝奪命令を受けるべきではないと抗弁した。これに対して、裁判官は、「Ｙは専門家の助言を信頼する権利を有していたとしても、何の質問をせず、指示されたことをそのまま実行し、自らのすべての責任を放棄した。……事業分割に専門家が関与したという事実を抗弁の理由とすることはできない」[175]と述べた。ただし、資格剝奪期間を決定するにあたり、裁判官は、「専門家が関与したことによってＹは安心した」[176]と述べたうえで、最低限の資格剝奪期間として 2 年間を決めた。

〔判例 8〕Green v Walking[177] 事件

Ａ社は、Ｂの支配のもとにある会社であり、Ｙは同社の取締役であった。Ｂは、取締役としての資格が剝奪されたが、事実上の取締役としてＡ社の

175） Ibid, 548.
176） Ibid.
177） ［2008］2 BCLC 332.

経営に参与し、Yはそれを知らなかった。2003年に、Yは、BによるA社および税務庁（the Revenue and Customs Commissioners）に対する不正行為を発見した。Yは、どのような措置を講じるべきかについて弁護士と相談して、適切な機関に対して情報開示を行うべきとの助言を得た。Yは、それに依拠して税務庁に通報して、税務庁が措置を講じることを期待しつつ、定期的に弁護士と相談した。しかし、税務庁は適切な措置をとらず、その結果、A社は損失を被り、清算されることになった。A社の清算人Xは、Yが適切な措置をとらず、Bの不正行為を防止しなかったことにつき、取締役としての注意義務違反があるとして責任を追及した。

Bernard Livesey裁判官（大法官部会社法廷）は、Yの注意義務違反を否定した。まず、「取締役は法律上の助言を求めるか否かは、注意義務違反を判断するにあたり考慮すべき重要かつ関係ある要素の 1 つである」[178]と述べた。そして、「本件では、Yは弁護士から助言を受け、それに基づいて最善を尽くして行動したことは、一応のところ（prima facie）その義務を果たしたといえる。……（証拠は）、Yが直面していた困難な状況のもとで、弁護士からどのように行動すべきかについて適切な助言を受けていたことを示している。……その助言が正確なものであるか否かは別問題であり、他の弁護士であれば異なる、あるいはより優れた助言をした可能性があるにもかかわらず、相反する義務の履行方法に関して困難な判断を迫られた際、取締役がどのように行動すべきかについて適切な助言を求め、それが正確であると信じて従ったという点が重要である。Yはまさにそのように行動したのであり、そのことによって、Yは会社に対する取締役としての義務に適切に行動したと考える」[179]と述べた。

〔判例 9〕Re Pro4Sport Ltd[180]事件

Yは、A社およびB社の取締役兼筆頭株主であった。Yは、A社の財務状況について外部の専門的なコンサルティング会社C社に助言を求めた。

178） Ibid, at para［36］.
179） Ibid, at para［37］,［38］.
180） ［2016］1 BCLC 257.

C社は、A社のすべての資産をB社に売却し、A社が清算手続に入ることを助言した。Yは、その助言に従って、A社の資産のすべてをB社に売却した。A社の企業価値について、C社は複数の評価方法に基づき、いくつかの評価額を算出した。しかし、A社はその中で最も高い価格を選ばず、中間の価格をA社の売却価格として採用した。さらに、A社はB社の財務状況を考慮し、B社が分割払いの方法で代金を支払うことに合意した。その後、B社の財務状況が悪化し、A社への支払も停止した。A社の清算人Xは、Yに対して、A社の資産をB社に売却することについて取締役としての義務違反があるとして、損害賠償を求めた。

Behrens裁判官（大法官部）は、Yの義務違反を否定した。その理由として、Yは、A社の資産を売却する際に、よりA社に有利な価格や支払方法を選ばなかったとしても、それ自体は注意義務違反にならないこと、Yは支払方法を選択するにあたり、当時のB社の実情に基づいて判断したこと、およびA社の資産売却に際して、Yは専門家に助言を求め、これに依拠して行動したことなどが挙げられた。

〔判例10〕Re Kazitula Ltd[181]事件

A社の唯一の取締役であるYは、同社の付加価値税および法人税を過小に申告することを許容し、多額の税金債務が生じたことについて、取締役としての資格剝奪が求められた。Yは、会計士からの情報や助言を信頼し、これに依拠して税金の申告を行ったと抗弁した。

Mullen裁判官（ビジネスと財産法院（The Business and Property Courts））は、Yの不適任を認めて、8年間の資格剝奪を下した。

裁判官は、まず、一般論として、「取締役は自らの会社に対する義務を外部委託（outsourcing）によって免れることはできないが、合理的に専門家の助言に依拠した場合には、不適任との認定を否定する根拠となりうるし、あるいは特定の事案において責任を軽減する事情となりうる」[182]と述べた。しかし、少なくともその助言について明らかに誤りがある場合に、

181）［2024］1 BCLC 207.

182）Ibid, at para 32.

取締役がそれを無批判に受け入れることで満足してはならないと述べた。次に、本件の具体的な事情に照らして、外部の専門家が提供した申告書の内容はYが提供した誤った情報に基づいて作成されたものであるため、Yはこれを信頼することが認められるべきではないと述べた。仮にYは知らずに誤った情報を外部の専門家に提供したとしても、会社の実際の売上高を確認して、申告書に記載された数値が会社の売上高との間に明らかに差異があることを発見できるため、これを信頼することは認められるべきではないと述べた。Yは、会社の取締役として会社の申告書が正確であることを確保する義務を有し、かつ、会社の売上高を確認する能力を有するため、会社の実際の売上高を確認しなかった場合、明らかに会社の取締役としての注意義務違反に該当すると認められるべきであると述べた。

〔判例11〕Re CSB 123 Ltd[183] 事件

A社の清算人Xは、同社の取締役であるYが、外部の法律事務所や会計事務所の助言に依拠して、同社の事業および資産を無償で他の関係会社に譲渡することについて、A社の取締役としての義務違反があるとして、責任を追及した。

Barber裁判官（大法官部）は、「Yが（A社に関する十分な知見と経験を有する専門家に対して）助言を求め、これに依拠して行動したことは、きわめて合理的かつ責任ある行動であった」[184] と述べたうえで、「Yは、すべての重要な時点において、経験豊富な専門家に対して十分な情報を提供して、助言を適切に求めて、これに依拠して行動した」[185] と認定して、注意義務違反を否定した。また、裁判官は、取締役が会計士や弁護士などの専門家に助言を求める場合には、これらの専門家がその職務を適切に遂行しているかどうかを監視・監督する義務まで課されていないことから、取締役が注意義務に違反したか否かを判断するにあたっては、取締役が会社内の他の取締役や従業員を信頼する場合とは異なる取扱いがなされるべきである

183） ［2021］EWHC 2506（Ch）.
184） Ibid, at para. 545.
185） Ibid, at para. 553.

と述べた。

さらに、裁判官は、仮にＹが注意義務違反に該当すると認められたとしても、責任救済制度を適用してＹの責任を免除することができると述べた。Ｙは法律または会計に関する知識を有さず、本件における譲渡に関するすべての重要事項について法律事務所からの助言を合理的に信頼したこと、財務に関するすべての事項について専門家を合理的に信頼したこと、専門家はＹの取締役としての義務に違反したという指摘をしなかったことなどを考慮して、Ｙがすべての重要な時点において誠実かつ合理的に行動したと認められるべきであると述べた。Ｙは外部の専門家を信頼したことは、取締役としての責務の放棄を意味するではなく、むしろ責任ある、かつ合理的な行為であったと評価されるべきであると述べた。

(b)　小　括

前目各判決において、〔判例 5〕、〔判例 6〕、〔判例 8〕、〔判例 9〕および〔判例11〕は、取締役の義務違反による責任追及が直接問題とされた事案であり、〔判例 7〕および〔判例10〕は、取締役資格剝奪の申立てを通じて間接的に取締役の義務違反が問題とされた事案である。

〔判例 5〕は、学説において、一般に、イギリス会社判例法上取締役の注意義務を二重基準として確立した代表的なものとして位置付けられているが、信頼の原則をその重要な内容の 1 つとして詳細に論じたことでも重要な判例といえる。本判決は信頼の原則を適用し、取締役の義務違反を否定した。

〔判例 6〕は、〔判例 5〕の信頼の原則に関する一般論を支持しつつも、具体的事実関係に照らし、取締役の信頼を否定し、義務違反を肯定した点に特徴を有する。

〔判例 7〕は、裁判官は、取締役の義務違反を認めたものの、取締役の資格剝奪期間を決定するにあたり、取締役による信頼に一定の合理性が認められるとして、その期間を短縮した。

〔判例 8〕、〔判例 9〕および〔判例11〕はいずれも、裁判官が取締役による信頼を認め、義務違反を否定した事案である。特に〔判例11〕は、取締役が専門家を信頼する場合と、会社内の他の取締役および従業員を信

頼する場合との実質的相違を明確に検討するとともに、責任救済制度との関係にも言及した点で注目に値する。

〔判例10〕は、裁判官が取締役による信頼を否定し、義務違反を肯定したうえで、比較的長期間の資格剝奪を命じた事案である。本判決は、「取締役が専門家の意見を信頼すること」と「不適任の認定」および「責任」との関係を明確に提示した点に意義を有する。

⑵　他の取締役・従業員への信頼の場面

前述のとおり、初期のイギリス判例法では、業務執行取締役が部下に委任した業務の遂行について監督する義務を負わないこと、また、非業務執行取締役が会社の業務執行取締役の職務遂行を監視する義務を負わないこととする立場が採られていた。しかし、上記の立場は、〔判例12〕Re Barings plc（No. 5）[186] 事件（以下、「Barings事件」という）判決、ソフト・ローにおける非業務執行取締役の監督機能の重視、および会社判例法におけるソフト・ローの立場の承認を経て変化し、取締役の監視・監督義務を重視するという現在のイギリス会社判例法が形成されるに至った。

以下では、これらの場面を念頭に、関連する判例を整理・分析することにより、信頼の原則の意義および解釈にどのような変化が生じたのかを明らかにする。

ⓐ　判例の提示

〔判例12〕

A社の取締役Yらが、海外の子会社B社のマネージャーであるCの不正行為を看過したため、同社が債務超過に陥ったことについて、取締役としての資格剝奪が求められた。本件では、次のような事実が提示された。第一に、B社のフロントオフィスとバックオフィス（取引と決済（dealing and settlement））は完全にCに管理され、A社の内部監査報告書においてCの職務を分離すべきとの提言が明白であったにもかかわらず、Yらはこれを怠った。第二に、Cが合理的な根拠を示さずB社への送金をA社に指示した際に、Yらは合理的な調査を行わずB社へ送金した。第三に、Bの不正

186）　Supra note 115）.

行為による5000万ポンドの赤字を認識したにもかかわらず、Ｙらは何らの措置もとらなかった。第四に、ＹらはＣの職務遂行を監視するための適切な内部統制システムを構築しなかった。

大臣Ｘは、以上の事実に基づき、Ｙらが不適任であるとして、裁判所に資格剝奪を申し立てた。

Parker裁判官（大法官部会社法廷）は、取締役の義務に関する一般論として、第一に、取締役は会社の業務に関する十分な知識と理解を取得し、これを維持する継続的な義務を負うこと、第二に、取締役は（会社の定款に従う限りにおいて）特定の職務を自らの下位の管理者に委任し、その能力や誠実さを一定の範囲で信頼することができるが、委任したとしても、その職務の遂行について監視する義務を負うこと、および第三に、第二の義務に関しては、すべての事例に共通する一般的な規範を定立することはできず、その義務の範囲や履行の有無は各事案の具体的事実関係、特に当該取締役の会社経営における役割に依存する、という 3 つの命題を提示した。

そして、裁判官は、上記の一般論を踏まえて、本件におけるＹらがＡ社内において占める具体的な地位および責務を考慮した上で、Ｘの主張を認めて、Ｙらは、取締役としての義務に違反し、取締役不適任であると認定した。その理由として、Ｙらが5000万ポンドの赤字を含む一連の「警告灯（warning lights）」[187] の存在を認識しながら、直ちに調査・確認を行わなかったこと、Ｂ社の収益状況等について詳細な調査を行わなかったこと、内部監査報告書の提言に対して何ら措置を講じなかったこと、内部統制シ

187） 同事件判決は、「警告灯」という言葉の意義を明示的に定義したわけではないが、あくまでも会社内の違法または不当行為が存在する可能性を高めるものにすぎず、直接に違法行為が存在することを示すものではないと理解されていたと推測される。このようにみれば、「警告灯」は、アメリカ法において用いられる「red flag」の意味に相当すると解されてもよいであろう（「red flag」の意義について、南健悟「企業不祥事と取締役の民事責任――法令遵守体制構築義務を中心に」北大法学論集62巻 4 号（2011年）118頁以下、吉井敦子「内部統制システム構築義務と『赤旗の兆候・red flag』」大阪市立大学法学雑誌60巻 3 ・ 4 号（2014年）213頁以下参照）。

ステムを構築しなかったことである。一方で、裁判官は、仮に5000万ポンドの赤字が唯一の「警告灯」として存在するだけであれば、それだけをもって直ちに取締役に調査・確認の義務を課すべきことにはならないとも指摘した。

〔判例13〕Re Westmid Packing Services Ltd[188] 事件

A社において、B、Y_1およびY_2が同社の取締役であり、Bは同社の筆頭株主兼業務執行取締役であった。Bが、A社の資金を個人のために使用したことで、同社は債務超過に陥った。大臣Xは、B、Y_1およびY_2に対して裁判所に取締役資格剝奪を申立て、裁判所は、Bに対して9年間の資格剝奪、Y_1およびY_2に対しては、会社の財産状況の実態を十分に把握できないとして、2年間の資格剝奪を下した。Xは、Y_1およびY_2が、取締役としての責務を完全に放棄し、Bの会社支配を許容したことについて、より長い資格剝奪期間を受けるべきとして、控訴した。

Lord Woolf裁判官（控訴院）は、「各取締役は、会社の業務について自ら情報を収集し、他の取締役と協力して監視および管理する義務を負う。適切な権限委譲および責任分担は当然許容されるべきであり、しばしば必要となるが、責任を完全に放棄することは許されない。取締役会は、1人の取締役が他の取締役を支配し、利用することを許してはならない」[189]と、取締役の義務に関する一般論を述べたが、第一審裁判官による取締役資格剝奪期間の判断に不当な点があることを認めず、それを尊重すべきとして、Xの控訴を棄却した。

〔判例14〕Re Landhurst Leasing plc[190] 事件

A社において、Bは同社の取締役会会長兼筆頭株主であり、Cは財務担当取締役であった。BおよびCによる極めて不適切な経営判断、無謀な行動、および腐敗等の不正行為により、A社は債務超過に陥った。Y_1からY_3は当初、いずれも会社の従業員にすぎなかったが、その後、取締役に

188） Supra note 116）.
189） Ibid, 653.
190） ［1999］1 BCLC 286.

任命された。大臣Ｘは、Y_1からY_3の行為が不適任であるとして、裁判所に取締役としての資格剝奪を申し立てた。

Hart裁判官（会社法廷）は、問題となる事項が当該会社の業務分担に照らして他の取締役の責任の範囲内にあり、かつ他の取締役への信頼が誤っていると疑うべき理由が存在しない場合に限り、責任を問う取締役が他の取締役を信頼しうると判示した。しかし、疑うべき理由が存在しなかったとしても、取締役（会）がその有する責務を完全に放棄することは、コーポレート・ガバナンスにおいて基本的に重要とされる取締役会の集団的責任を損ない、結果として取締役が義務違反に当たると評価される場合があることも指摘した。

そして、裁判官は、本件におけるY_1からY_3が不適任であるか否かを検討する。Y_1からY_3はいずれも元従業員であるという経歴を踏まえると、取締役に就任して直ちにＡおよびＢの不正行為を阻止するような措置を講じることは現実的でなく、また、会社経営におけるＡの支配的地位を考慮すれば、Y_1からY_3のＡおよびＢの業務執行への信頼は合理的であると認定した。ただし、少なくとも取締役は会社の従業員に比してより広範な責任を負う立場にあることに鑑みると、Y_1からY_3がＡおよびＢの不正行為に一定程度関与したこと、ＡおよびＢに会社業務の最終決定権を委ねることに満足し、自ら客観的かつ合理的な独立判断を行わなかったこと、さらに取締役会の監督機能の実効性を高めるための内部統制システムを構築しなかったことなどの事情を総合的に勘案すれば、これらの行為の累積的効果（cumulative effect）により、Y_1からY_3は不適任であると認定した。

〔判例15〕Re Stephenson Cobbold Ltd[191]事件

Ａ社の非業務執行取締役であるＹは、同社の業務執行取締役であるＢによる小切手に関する不正行為を看過した結果、同社が債務超過に陥ったとして、取締役としての資格剝奪が求められた。Ａ社では、小切手の署名者はＹおよびＢであったが、Ｙは白地の小切手に署名することがあり、また、Ｂの息子の学費支払に関する小切手にも 2 回署名した。Ａ社の会計に関

191）［2000］2 BCLC 614.

するほぼすべての事項について、会計監査人（パートナーの１人）が監査を行い、取締役会にも毎回出席した。Ｙは署名の前に当該支払内容について疑義を呈したが、会社の会計監査人から説明を受け、それが合理的であると認めたため、署名した。

Peter Leaver裁判官（会社法廷）は、Ｙの不適任を認めなかった。その理由は、次のようである。第一に、Ｙは会社の小切手の署名者であったものの、財務担当取締役ではなく、会社の財務管理には関与しなかったこと。第二に、会社の会計帳簿の管理および財務報告書の作成は会計監査人によって行われ、かつ当該会計監査人は取締役会に毎回出席したため、Ｙが非業務執行取締役として、会社の財務管理が適切に行われているという会計監査人の説明を信頼したことは合理的であったこと。第三に、Ｙは学費支払のための小切手に関して疑義を抱き、会計監査人から説明を受け、その説明が合理的であると裁判官が認めたこと。第四に、Ｙは取締役会に出席する会計監査人に相談し、会社の財務状況を十分に把握するために適切に情報を取得するよう最善を尽くしたと裁判官が認めたこと。

〔判例16〕Re Queens Moat House plc（No. 2）[192] 事件

Ａ社は上場会社であり、Ｙは同社の取締役会会長兼業務執行取締役であった。同社は、業界不況により、多くの債権を回収できなかったにもかかわらず、公表した連結財務諸表および中間決算について、これらの債権を利益として計上し、会社は多くの利益を得た。しかし、その後、会社はこれらの財務諸表を訂正して、その結果、会社は利益を得たことはなく、損失を被ったことがわかった。政府の調査官は、Ａ社が公表した財務諸表は虚偽かつ誤解を招くものであり、銀行や証券市場を含む関係者に会社の財務状況を誤認させたとの調査結果を公表した。そこで、大臣は、Ａ社が公表した財務諸表が真実かつ公正なものではないこと、また、ＹがＡ社の株主や銀行および証券市場を誤解させたことなどを主張し、Ｙに対して、取締役資格剝奪を求めた。Ｙは、財務諸表を作成する際に、財務担当取締役を含む他の取締役を信頼したこと、かつこのような権利を有すること、

192）［2005］1 BCLC 136.

また、財務諸表について会社の会計監査人の無限定適正意見があることなどを理由とする抗弁を提出した。

Donald Rattee裁判官（会社法廷）は、取締役の財務諸表の作成に関する責任について、「Ｙは、財務諸表の作成を他の取締役に委任したことや、会社の会計監査人による無限定適正意見（clean certificate）に依拠したとしても、会社が発表した虚偽の内容を含む財務諸表に対する責任を免れることはできない。Ｙは取締役として、会社の業務内容を把握し、財務諸表に誤解を招く内容が含まれないことを確認する義務を負っている。……取締役には、会計監査人の意見がどのようなものであれ、会社の財務状況を真実かつ公正に反映した財務諸表を作成……する法的義務がある。この義務は、会計監査人の意見によって左右されるものではない」[193]と述べた。なお、「取締役が委任された職務の遂行を監視する義務の内容は、各事案における具体的な事情、特に会社経営における取締役の果たす役割に応じて決定される。Ｙは、財務担当取締役に委任された職務が会計のような専門分野に属し、それが適正に遂行されることについて疑うべき理由がない限り、自ら調査・確認する義務を負わない」[194]と述べた。

そして、裁判官は、本件におけるＹの義務違反の有無について、「Ｙは会計資格や専門知識を持っておらず、財務諸表の作成が有資格者である財務担当取締役に依拠した」[195]ことを認めたものの、「財務部門が取締役会に提出した財務諸表について、Ｙの広範なビジネス経験や会社の業務に関する知識をもって、少なくとも正確性や適法性に疑義があると明らかに認識できる事項を含んでいる場合に限り、その内容に対して疑問を示す義務を負うのが合理的である」[196]と述べた。本件では、「Ｙが長年にわたり取締役として積んできた豊富な経営経験や会社業務に関する知識」を有することに照らせば、少なくともＹは本件における財務諸表および中間決算において不正な会計処理を認識できるから、「Ｙは……会社の利益を大幅に

193）Ibid 137.
194）Ibid 137-138.
195）Ibid 138.
196）Ibid.

過大計上し、著しく誤解を招く財務諸表の作成および公表に関与した点に重大な過失」[197] があるとして、6 年間の取締役資格剝奪命令を下した。

〔判例17〕Lexi Holdings plc v Luqman[198] 事件

X社は、同社の取締役兼マネージャーであるAの不正または違法な行為による会社の損害について、非業務執行取締役として、かつAの家族であるY_1およびY_2に対して、取締役としての監視義務を怠ったとして、損害賠償責任を追及した。

第一審判決において、Briggs裁判官（大法官部）は、Y_1およびY_2は少なくともAの行為によって得た利益および自ら行った不正行為に関連する損害について責任を負うべきであると判示した。さらに、Y_1およびY_2が監視義務違反に該当するか否かについて、裁判官は、以下の点を考慮して、Y_1およびY_2の行為は監視義務違反に該当しないと判示した。すなわち、Y_1およびY_2は会社において監督的役割を担っていたが、財務などの専門的知識や経験を有しなかったため、会社内の他の専門的知識や経験を有する取締役を信頼することが合理的であること、Aの不正または違法な行為についてAがY_1およびY_2に対して合理的と裁判官が認める説明を提供したこと、Y_1およびY_2がAの家族であったとしても、より高度な注意義務（Y_1およびY_2は、Aの家族としてYに対してより多くの情報を得ること）を課されるものではないこと、Y_1およびY_2は非業務執行取締役として、具体的な業務内容まで確認する義務を負わないこと、である。

X社は、上記判断を不服して控訴した。

控訴審判決において、Lord Andrew Morritt裁判官（控訴院）は、以下の点を考慮して、Xの控訴を認容した。すなわち、Y_1およびY_2はAの家族であり、Aがかつてのビジネス活動において詐欺的行為により有罪判決を受けた経歴を知っていたため、Aが提供する説明に対して常に疑念を抱き、より深く質問をしなければならないにもかかわらず、Aが提供した説明のみに満足し、より深く質問を行わなかった結果、Aの不正および違法行為

197） Ibid 139.

198） ［2008］2 BCLC 725（第一審判決），［2009］2 BCLC 1（控訴審判決）.

を発見することができず、X社に損害を与えた。このことから、裁判官は、Y_1およびY_2は義務違反に該当し、損害賠償責任を負うべきであると認定した。

〔判例18〕Dickinson v NAL Realisations Ltd事件[199]

A社において、Y_1は同社の業務執行取締役兼支配株主であり、Y_2はY_1の妻であり、同社の取締役を務め、Y_3はA社の従業員から昇進して取締役を務めていた。Y_1は、会社の資産および子会社の株式を低価額で自己に譲渡したことにより、会社が支払不能となり、清算手続に入った。会社の清算人Xは、Y_2およびY_3に対して、Y_1の不正行為に関与したこと、あるいは取締役としての責務を完全に放棄したことにつき、取締役としての義務違反に該当するとして、損害賠償責任を求めた。Y_2およびY_3は、その職務をY_1に委任することが適当であること、あるいは義務違反と認定されたとしても、責任救済制度による免責を受けるべきであると抗弁した。

David Cooke裁判官（大法官部）は、Y_1からY_3の取締役としての義務違反を認めた。

Y_2について、裁判官は、「(Y_2が）義務に違反したという主張は原則として成立すると考えられる。実際のところ、Y_2は会社の業務の指示および監督には一切関与していなかった。Y_2は会社の業務について自ら情報を得ようとすることはなく、家庭内でY_1から聞かされる話のみに依拠した。仮にY_2がそれらの会話に何らかの形で関与したとしても、それは配偶者として家庭内で自然に行われるものであり、会社における役職の有無とは無関係であった」[200]と述べた。

Y_3について、裁判官は、「Y_3は、自己の職務範囲を超える事業上の議論に一定程度関与したものの、それはあくまでY_1がY_3と議論することを選択した範囲に限られていたにすぎない。Y_3は、会社の重要事項についてすべてY_1に任せるという会社の体制に満足していた。これは監督を伴う権限委任とはいえず、Y_1が取締役会に対して事前または事後に報告し、

199）［2018］1 BCLC 623.

200）Ibid, at para. 159.

承認を求めるというシステムや慣行が存在しなかった以上、取締役としての責任が完全に欠如していたといえる」[201] と述べた。

ただし、Y_2およびY_3は義務違反に該当すると認定されたとしても、会社が被った損害はY_1の行為によって生じたものであり、Y_1の行為を阻止する措置を講じることがほとんど不可能であったことが考慮され、損害賠償責任を負わないと判示した。

〔判例19〕Re RJH Stanhope Ltd[202] 事件

A社においては、Yは取締役であり、BおよびCは会計に関する専門知識を有する人物であり、取締役であった。Yの父であるDは、取締役としての資格が剝奪されても、A社の事実上の取締役として経営に関与した。Dは、外部の投資家であるEから詐欺的手段により資金を得て、A社のプロジェクトに投資した。A社の職務分担において、Yはプロジェクトを担当し、他の業務はBおよびCに委任された。その後、EはA社に対して損害賠償を求めたところ、A社は支払不能となり、清算手続に入った。A社の清算人Xは、Yに対して損害賠償責任を求めた。

Saffman裁判官（大法官部）は、YはDの取締役資格が剝奪されたことを認識していながら、Dが事実上の取締役としてA社の経営に関与することを許容した点について、明らかに取締役としての注意義務違反に該当すると判断した。

Yは、責任救済制度による免責を受けるべきであると抗弁した。これに対して、裁判官は、本件における具体的な事実関係に照らし、YはEの投資が詐欺的手段によって得られたものであることを知らなかったこと、A社の職務分担により、Yが資金の使途に関する手続がBおよびCによって適切に行われていることを信頼することが合理的であることなどを考慮して、Yの行動には一定の合理性が認められるとして、一部の責任を免れると判示した。

201） Ibid.

202） [2020] EWHC 2808 (Ch).

（b）　小　括

前目において、〔判例12〕を代表とする各判決は、取締役が会社の経営に関して監視・監督義務を負うことを明確に示している。そのうえで、〔判例13〕、〔判例14〕、および〔判例18〕においては、取締役が自ら監視・監督義務の履行を完全に放棄し、他の取締役に支配されたことに満足した場合には、その信頼の合理性の有無を問わず、直ちに注意義務違反が認められるべきであると判示している。他方、〔判例12〕、〔判例15〕、〔判例16〕、および〔判例17〕は、取締役が他の取締役や従業員を信頼することの合理性を基礎付けるために、いかなる措置を講ずるべきかを中心に論じている。特に〔判例17〕においては、控訴審が第一審の判断を覆した点において注目に値する。また、〔判例18〕および〔判例19〕は、信頼の原則と取締役の義務違反および責任との関係を扱っており、信頼の原則の位置付けの検討にとって重要な意義を有する。

前述のとおり、取締役の注意義務違反の有無を検討するにあたっては、各事案において具体的にいかなる事実関係が認定されたかが重要である。

イギリスの学説は、取締役の監視・監督に関して、イギリスの会社の経営実務を踏まえ、次の 3 つの典型的な場面を提示している[203)]。すなわち、①会社が強力な取締役（通常は取締役会会長または業務執行取締役）によって支配されている場面、②会社が同族経営であり、一部の家族構成員がその権限を他の構成員に委任する場面、③業務分担がなされ、専門的知識を欠く取締役が、その職務のうち専門的知識に関する事項を他の取締役に委任する場面である。〔判例13〕、〔判例14〕および〔判例15〕は①の場面に該当し、〔判例17〕は②の場面に該当し、〔判例12〕および〔判例16〕は③の場面に該当する。また、〔判例18〕は①および②の場面に該当し、〔判例19〕は②と③の場面に該当すると考える。同じ類型の事実関係において、裁判官がまったく異なる判断に至る場合に、何が結論の差異をもたらしたのかは、検討に値する重要な問題であろう。

203）　Brenda Hannigan, supra note 115), at p. 214.

2　検　討

⑴　位置付けについて

前掲各判決を踏まえ、本稿は、信頼の原則と取締役の義務違反・取締役の資格剝奪・責任救済制度との関係から、信頼の原則の位置付けという問題について、現在のイギリス会社判例法の考え方を検討する。

信頼の原則と取締役の義務違反との関係について、〔判例 8〕が述べるように、「取締役が法律上の助言を求めるか否かは、注意義務違反を判断するにあたり考慮すべき重要かつ関係ある要素の 1 つである」とされた。とりわけ、取締役による信頼が合理的であると認められた場合には、「一応のところ」、すなわち、取締役が義務違反に該当すると直ちに判断すべき特段の事情が認められない限り、その義務が履行されたものと評価される点が重要であると思われる。また、〔判例 9〕では、「（取締役は）専門的な助言に依拠したという事実は、合理的に注意を尽くしたかどうかを判断するうえで重要な要素」[204] とされ、〔判例 8〕と同様な考え方が採られた。

信頼の原則と取締役の資格剝奪との関係について、裁判官は、まず、取締役の不適任の有無を判断し、不適任であると認めた場合には、資格剝奪期間を決定し、次に、信頼の原則を考慮する。この点について、〔判例 10〕が述べるように、取締役の信頼は「不適任との認定を否定する根拠となりうるし、あるいは特定の事案において責任を軽減する事情となりうる」。また、〔判例 7〕は、先に引用していない箇所で、取締役の信頼は「取締役の不適任という判断を否定する要素となりうる場合や、課される資格剝奪期間の軽減要素となりうる場合がある。……その本質は程度の問題であり、取締役が不適切な助言を信頼したことは、義務違反に該当しないと認定されるか、あるいは不適任との判断に至らないと認定されるか、または短期間の剝奪期間にとどまる根拠となる」[205] と述べた。

204）　Supra note 180), at para. [46].

205）　Supra note 174), 547-548. Also see Secretary of State v Marley [2018] EWHC 236 (Ch), at para. [73].

信頼の原則と責任救済との関係については、前述のとおり、イギリスの会社判例法において、取締役による注意義務違反が重大なものではなく、技術的または軽微なものである場合には、その責任の全部または一部を免れることができる。そして、〔判例11〕は、被告取締役が注意義務に違反すると認定された場合であっても、当該取締役による信頼が合理的であると評価されるときは、その責任を免れることができると判示した。〔判例18〕は、被告取締役が会社の取締役会会長を信頼せざるをえなかった事情を考慮し、その責任を免除した。また、〔判例19〕は、被告取締役による信頼が一定の合理性を有することを考慮して、一部の責任を免除した。

以上の検討を踏まえると、取締役が注意義務に違反するか否かを直接的に判断する場面において、現在のイギリス会社判例法は、取締役による信頼の合理性を注意義務違反の有無を判断するうえで重要な要素として位置づけている。すなわち、信頼の原則は、取締役の注意義務を構成する具体的内容の１つとして捉えられている。これは、〔判例４〕の立場と軌を一にするものといえる。

そして、取締役が他の事情によって注意義務違反に該当すると認定される場合であっても、その違反の程度が「不適任」と評価されるか、または取締役資格剝奪期間がどのように決定されたか、さらには当該注意義務違反の程度が責任の全部または一部の免除を正当化しうるかを裁判所が検討するにあたっては、取締役による信頼が考慮されるべき重要な要素の１つとして機能している。すなわち、信頼の原則は、単に取締役が注意義務に違反したかどうかを判断するためだけのものではなく、取締役の注意義務の重大性を判断する役割も果たすことができる。信頼の原則の適用は、取締役の不適任の否定、取締役資格剝奪期間の短縮、または注意義務違反の重大性の否定・軽減といった方向で機能していると評価できる。

⑵　適用要件について

(a)　専門家への信頼の場面

イギリス会社判例法は、信頼の原則の確立段階において、取締役がいかなる要件のもとで専門家を信頼することが認められるかについては、「資格または専門能力の存在」と「疑問を抱く理由の不存在」という２つの要

件を提示していた。

「資格または専門能力の存在」の要件に関して、〔判例 5〕は、信頼された者が誠実であり、かつその専門能力について合理的な疑問を抱く理由が存在しないと指摘した。〔判例 8〕は、信頼された者が弁護士であると指摘した。〔判例11〕では、信頼された者が会社に関連する十分な知識および経験を有する専門家であると認定された。

「疑問を抱く理由の不存在」の要件に関して、〔判例 5〕は、被告取締役に対し、信頼者が提供した情報や助言に問題があると合理的に疑う理由が存在する場合には、調査を行うか、もしくは質問を行い、合理的と認められる回答を得るべきであると指摘した。〔判例 8〕は、取締役が専門家から提供された情報や助言が正確であると確信することが重要であると指摘した。〔判例10〕は、被告取締役が専門家から提供された情報や助言が誤っていることを認識しうる場合には、それを信頼することができないと指摘した。

以上のように、少なくとも現在のイギリス会社判例法においても、上述の 2 つの要件は依然として裁判所によって維持されている。

それに加えて、現在のイギリス会社判例法は、次のようなものが要件として考慮されている。

〔判例 5〕は、取締役が会社の利益に即して専門家の助言を信頼するか否かを判断すべきであると指摘した。〔判例 7〕は、取締役が何らの質問もせず、責務を完全に放棄することは許されるべきではないと指摘した。〔判例 8〕および〔判例10〕は、取締役が自己の責務をより適切に遂行するために専門家を信頼することは認められるべきであると指摘した。以上により、取締役は、自己の責務を放棄できず、少なくとも会社の利益のため、または自己の責務をより適切に遂行するために、専門家の助言を信頼すべきか否かについて判断しなければならない（以下では、この要件を「会社の利益・職務のより適切な遂行のための独自判断」という）。

また、〔判例10〕は、取締役が誤った情報を専門家に提供し、専門家がそれに基づいて情報や助言を提供した場合には、取締役がそれを信頼することは認められるべきではないと指摘した。〔判例 6〕は、取締役が専門

家から提供された助言に従わなかった場合には、新しい状況に基づいて専門家に対して再確認を求めなければならないと指摘した。すなわち、取締役が専門家に助言を求める際には、専門家に対して十分かつ正確な情報を提供しなければならない（以下では、この要件を「十分かつ正確な情報の提供」という）。また、専門家の助言の前提となる事実や状況に変化が生じた場合には、取締役はその後の事実や状況に応じて、改めて専門家に助言を求める必要があると考える（以下では、この要件を「再確認の徴求」という）。

(b)　他の取締役・従業員への信頼の場面

まず、イギリス会社判例法は、信頼の原則の確立段階において、取締役が会社内の他の取締役や従業員を信頼することが合理的であるか否かは、会社の事業状況および職務分担のあり方に基づいて決められた取締役の義務の内容および範囲に関連すると考えられていた。前掲〔判例 3〕の当時のイギリス会社判例法においては、取締役（特に非業務執行取締役）に監視義務や会計帳簿を調査・確認する義務が課されていなかったことを考慮すれば、会社定款に別段の定めがない限り、業務執行取締役は自己の職務分担の範囲外の事項について、また非業務執行取締役は多くの場合において、他の取締役や従業員を信頼して職務を遂行することを認めざるをえないであろう。

しかし、取締役の監視・監督義務がイギリス会社判例法上確立された後では、たとえ取締役が自己の職務を合理的に他の取締役または従業員に委任したとしても、その職務遂行について監視・監督を行い、または内部統制システムを構築すべき義務を負うことになる（以下、この要件を「監視・監督の履行と内部統制の構築」という）。たとえば、〔判例12〕は、取締役が会社の内部調査報告書に基づき適切な措置を講じて会社の職務分担を改善せず、また従業員の職務遂行を監督するための内部統制システムを構築しなかったことが義務違反に該当すると指摘した。〔判例13〕は、取締役は自己の責務を放棄して他の取締役の支配に完全に服することはできず、他の取締役の職務遂行を監督すべきであると判示した。〔判例14〕は、取締役が監視義務を履行せず、適切な内部統制システムを構築しなかったことが義務違反に該当すると指摘した。さらに〔判例18〕は、取締役による

職務の委任は監督を伴うものであり、少なくとも会社内には取締役が監督義務を履行できるようなシステムまたは慣行が存在すべきであると指摘した。

内部統制システムに関しては、前に述べたとおり、イギリスにおける取締役（会）は、十分な内部統制システムを構築する法的義務を負うものではない。したがって、会社において十分な内部統制システムの整備が当然に予定されているわけではなく、取締役が他の取締役や従業員による職務遂行の適正性を信頼できる根拠は、内部統制システムが有効に機能していることに求められるべきではなく、むしろ、当該取締役に課された監視・監督義務が適切に遂行されていることに求められると解すべきである。そして、十分な内部統制システムが構築されていることは、監視・監督義務を適切に遂行していることを基礎付ける1つの重要な要素にすぎないと解される。さらに、信頼の原則の正当化根拠の観点からすれば、職務分担が存在する以上、他人への信頼は必然的に生じるため、内部統制システムが存在しないことのみを理由として取締役の信頼の合理性を否定するのは妥当ではない。

一方、近年において、イギリス政府およびその委託により設置された各種の委員会は、取締役に対し有効な内部統制システムを構築する責任を強化する必要性を認識している。会計監査人は、会社における内部統制システムの構築状況について報告する責務を有していたが（2006年会社法497A条）、会計監査人にこのような役割を求めることは、適正な財務報告の作成に必ずしも寄与するものでなく、会社の取締役の役割ないし責任に着目すべきであると指摘される[206]。また、前述のとおり、イギリス会社法は取締役に対し、有効な内部統制システムの構築を法律上直接義務付けられておらず、2024年版UKCGコードにより、上場会社の取締役に対しては有効な内部統制システム構築を求めその責任が一層強化されている。かかる

206） Kong Shan Ho, Strengthening internal controls of listed companies in the United Kingdom: Lessons and experiences from the United States, Common Law World Review, 2020, at p. 37.

ガバナンス改革を踏まえると、少なくとも上場会社においては、会社内に有効な内部統制システムが構築されていない場合に、取締役の信頼の合理性を肯定することは困難であると考えられる。さらに、イギリスのソフト・ローは、有効な内部統制システムの構築に関する責任をすべての取締役により組織される取締役会に負わせている。この点からみると、会社の非業務執行取締役であっても、内部統制システムの構築に関しては業務執行取締役と同様な責任を負うと解することができる[207]。以上の問題に関して、現時点ではイギリスの判例のさらなる展開はみられないものの、今後の動向を注視する必要があるといえよう。

次に、〔判例４〕において示されていたように、「特に疑うべき理由」が存在しない場合に限り、取締役による会社内の他の取締役や従業員への信頼が裁判官によって認められる可能性がある（以下、この要件を「特に疑うべき理由の不存在」という）。現在のイギリス会社判例法も、この立場を採っている。そして、「特に疑うべき理由」の内容については、各事案の具体的な事実関係に深く依存するため、事案ごとにその内容が異なり、一律の基準を設けることはできないと解される[208]。ところで、「特に疑うべき理由」は、単一の事情を指すものではない。たとえば、〔判例12〕は、「5000万ポンドの赤字が存在する」という事情のみをもって取締役に直ちに調査・確認義務を課すことはできないと指摘した。〔判例14〕は、「累積的効果」の観点から被告取締役の不適任を認定した。さらに、「特に疑うべき理由」は、会社における職務遂行を通じて得られた情報のみに基づくものではなく、家族関係を通じて得られた情報に基づく場合にも、「特に疑うべき理由」が生じうると指摘された（〔判例17〕控訴審判決）。

207）　仮に非業務執行取締役が会社の内部統制システム構築の役割を業務執行取締役に委ね、そのうえで「有効な内部統制システムが構築されている」との前提で業務執行取締役を信頼しうるとするならば、一種の無限後退の結果となる。また、イギリス会社が単層制取締役会を採用していることに鑑みれば、内部統制システムの有効性に関する責任を最高経営責任者または財務担当役員のみに帰属させることには問題があるとの指摘もある（See Brydon Review, supra note 127), at para. 13.1.5)。

208）　Also see supra note 69), at para. 41.

そして、「特に疑うべき理由」が存在する場合、取締役はいかなる措置を講じるべきか。〔判例12〕、〔判例16〕および〔判例17〕では、当該の場合において取締役は相応の調査・確認措置を講じるべきであると判示した。また、〔判例15〕は、取締役が疑義を呈し、かつ合理的と認める返答を得た場合には、調査・確認義務を尽したものと評価しうると指摘した。もっとも、〔判例14〕および〔判例18〕において示されたように、相応の措置を講じることが事実上不可能である場合（取締役が会社内部から昇進した場合が典型的である）には、取締役の信頼が一定程度合理的なものとして認められる余地がある。

以上の検討に加えて、裁判官は、取締役の信頼の対象および範囲も考慮する。たとえば、〔判例14〕では、信頼された取締役が会社において支配的地位を有することが考慮された。〔判例15〕では、信頼された職務は会社の財務に関する事項であり、信頼された者は専門的知識を有する会計監査人であることが考慮された。〔判例16〕は、会社における職務分担に基づき、信頼された者がその職務分担の範囲において職務を遂行したことが信頼の前提となると指摘した。〔判例19〕は、会社の職務分担を考慮した。このように、取締役の信頼は、会社における職務分担に基づき、当該職務範囲に分担された者（専門的知識に関する領域には、その専門的知識を有する者）がその職務範囲内で行う職務の遂行に限定されるべきであるといえる（以下、この要件を「職務分担による信頼の対象・範囲の限定」という）。

（c） 小　括

以上の検討は必ずしも網羅的なものではないが、少なくとも現在のイギリス判例法は、信頼の原則を適用すべきか否かを判断するにあたり、以下のものを要件として考慮している。

取締役の専門家への信頼が問題となった場面では、「資格または専門能力の存在」、「疑問を抱く理由の不存在」、「会社の利益・職務のより適切な遂行のための独自判断」、「十分かつ正確な情報の提供」、および「再確認の徴求」が要件として考えられる。

取締役の会社内の他の取締役や従業員への信頼が問題となった場面では、「監視・監督の履行と内部統制の構築」、「特に疑うべき理由の不存在」、お

よび「職務分担による信頼の対象・範囲の限定」が要件として考えられる。

上記の要件のうち、専門家への信頼の場面における「疑問を抱く理由の不存在」の要件は、会社内の他の取締役や従業員への信頼の場面における「特に疑うべき理由の不存在」の要件と比較すると、一見同一の要件であるかのようにみえる。しかし、実際には、取締役に課される注意義務の判断基準には相違がある。〔判例11〕が述べたように、取締役は専門家が提供する情報の正確性について、専門家が適切に職務を遂行しているかを直接監視することができず、自らの知識と経験に基づいて判断せざるをえない。これに対し、取締役は社内の他の取締役や従業員が提供する情報の正確性を判断する場合には、その判断は監視・監督義務が適切に履行され、あるいは内部統制システムが構築されていることを前提として行われる。このような観点からすれば、専門家への信頼の場面においては、取締役はより慎重な判断を求められ、その注意義務は会社内の取締役や従業員への信頼の場面と比較すると、より厳格に審査されるといえる。

㈢　取締役の独立判断義務と信頼の原則

1　独立判断義務の内容および注意義務との関係

イギリス2006年会社法は、取締役の独立判断義務を取締役の信認義務の一環として、同法173条において、次のように定めている。

「(1) 会社の取締役は、独立した判断を行わなければならない。(2) 取締役が次の各号に掲げる行為をすることは、前項の義務に違反することにならない。(a) 当該会社が正式に締結した、当該会社の取締役による将来の裁量権の行使を制限する合意に従って行為すること、または、(b) 当該会社の定款等によって認められた方法に従うこと」[209]。

従来の会社判例法では、「裁量権の行使を拘束してはならない義務（duty not to fetter the exercise of discretion）」[210] が存在していた。この義務は、「信認義務を負う者は、その義務を無視することや、それに反する行為をする

209）　イギリス会社法制研究会・前掲注35）122～123頁。

210）　See Re Englefield Colliery Co (1878) LR 8 ChD 388 (CA).

よう拘束するといった契約を結ぶことは許されるべきではない。自分の良心に従った判断ではなく、他人の指示に従って職務を遂行することに同意する合意は、いかなる場合にも無効である。また、保護すべき者の利益を他者の利益に従属させることに同意する合意も、同様に無効である」とすることが本質であると説明される[211]。イギリス政府は、会社法改革を進める過程において、伝統的に会社判例法に依拠した取締役の義務に関する規定を理解しやすくし、法へのアクセス可能性を高め、不必要な細目規定や過度な規制を排除することで、小規模な私会社の経営をより容易にすることを目的として、取締役義務の成文法化を推進した[212]。前述の「裁量権の行使を拘束してはならない義務」も、173条(2)項に成文法として取り込まれた。さらに、173条(1)項は、「裁量権の行使を拘束してはならない義務」を積極的に表現し、会社の取締役がその職務を遂行するにあたり独立した判断を行われなければならないことを求めている[213]。

取締役の独立判断義務は、取締役が受託者として負う信認義務に由来する以上、その義務違反に対して課される責任は、注意義務違反の場合とは明確に区別されるべきものである[214]。ただし、取締役が会社の職務を遂行するにあたり、独立して裁量権を行使せず、他人の指示や契約に服することは、会社の成功を促進する義務[215]に違反するおそれがあるのみならず、

211） Boulting v Association of Cinematograph, Television and Allied Technicians［1963］2 QB 606（CA）.

212） Final Report, at para. 1.54. Also see Parker Hood, Directors' Duties under the Companies Act 2006: Clarity or Confusion, Journal of Corporate Law Studies, Vol. 1 No. 1, 2013, at p. 4. Also see Sarah Worthington, Reforming Directors' Duties, Modern Law Review, Vol. 64 No. 3, 2001, at p. 442, John Lowry, The Duty of Loyalty of Company Directors: Bridging the Accountability Gap Through Efficient Disclosure, Cambridge Law Journal, 2009, Vol. 68 No. 3, at p. 610）.

213） Paul L. Davies & Sarah Worthington & Christopher Hare, supra note 32）, para. 10-040, at p. 289. また、酒巻ほか・前掲注26）149頁〔川島いづみ〕参照。

214） Paul L. Davies, Introduction to Company Law, 3rd edition, Oxford University Press, 2020, at p. 179.

215） 2006年会社法172条。取締役の独立判断義務は、会社の成功を促進する義務を定める会社法172条に基づく包括的義務の一内容を構成するものであると

注意義務に違反する可能性もあると指摘される[216]。なぜなら、取締役は自らの責任を完全に放棄することはできず、独立して判断を行わなければならないことも、注意義務の一内容として求められているからである[217]。そのため、取締役の独立判断義務は、信頼の原則の適用について影響を及ぼすおそれがあると懸念される[218]。

2　独立判断義務と信頼の原則

取締役の独立判断義務と信頼の原則の関係については、イギリス議会が2006年会社法173条の意義を議論する際に明確に意識していた。すなわち、イギリス議会貴族院の大委員会（Lords Grand Committee）において、Lords Goldsmithは、「取締役は他人の助言や職務の遂行にどこまで依拠しうるか……。（取締役の独立判断義務に関する条項）は、取締役が誰からも何からも完全に独立して判断を下さなければならないことを意味するものではない。また、助言を受けたり、それに依拠したりすることを禁止するものではない。……取締役は自身の判断を独立して行使することが重要である。すなわち、その判断が最終的に自身のものとなる必要がある。他人の判断を採用することが可能であるが、その判断が自身のものとして確立されることが重要である。本条項は、取締役が他人の助言や職務の遂行に依拠することを禁止するものではないが、最終的な判断の責任は取締役自身にある。取締役がすべてを独自で行うことは明らかに不可能である。むしろ、場合によっては、適切な助言、例えば法律に関する助言を受けなかった場合に義務違反と見なされることもある。ただし、いかなる助言も無批判に従うことは許されず、外部の助言を得たとしても、取締役は、それに基づいて自身の判断を下す責任がある」[219]と述べた。このように、取締役の独

考えられる。Alan Dignam & John Lowry, supra note 48), at p. 338.

216）　Simon Mortimore, supra note 18), para 13.07, at p. 316 (Marcus Haywood).

217）　前掲〔判例５〕〔判例７〕〔判例８〕〔判例10〕も参照。

218）　The Law Society's 'Proposed Amendments and Briefing for Parts 10 & 11' (23 January 2006) 11, as cited in Alan Dignam & John Lowry, supra note 48), at p. 339.

219）　Lord Smith, Lords Grand Committee, 6 Feb 2006, Column GC282.

立判断義務は、取締役が他の取締役や外部の専門家の職務遂行や助言等を信頼すること自体を禁じるものではなく、取締役は自ら判断を行わずに他人の職務遂行や助言等を完全に信頼し、それに依拠して職務を遂行することを禁ずる主旨である。

従来、取締役の独立判断義務と信頼の原則との関係を直接に扱う判例はないものの、弁護士（solicitor）の法廷弁護士（barrister）への信頼が認められるか否かが問われる事案において、このような信頼が認められるが、弁護士は無批判に信頼することはできず、独立した判断を行う義務を負うと判示した判例があった[220]。学説は、このような理解は、取締役の場面にも適用しうると主張した[221]。

その後、取締役の独立判断義務と信頼の原則との関係を直接に扱う判例として、2013年のMadoff Securities International Ltd v Raven[222] 事件（以下、「Madoff事件」という）があった。同事件において、バーナード・マドフ（Bernard Madoff）が設立したイギリスの会社の清算人は、同社の元取締役らに対して、違法であったとされる特定の支払の返還を求めた。これらの支払は、すべて同社の取締役兼最高経営責任者、かつ筆頭株主であるマドフの指示に基づいて行われたものであった。

Popplewell裁判官は、マドフが当時、金融に関して卓越した技能と経験を有する人物と見なされており、他の取締役が彼の判断を重視したのは当然であったという事実関係に照らして、元取締役らは義務違反に該当しないと判示した。

そして、独立判断義務と信頼の原則との関係について、裁判官は、次のように述べた。すなわち、「会社経営の特定の分野において、責任の分担や権限委譲が行われることは適法であり、多くの場合、必要不可欠である。しかし、各取締役は個人的な責任を免れることはできない。取締役は、会社の状況を把握し、他の取締役と共にその監視を行う義務を負っている。

220） Locke v Camberwell Health Authority［1991］Lexis Citation 3169.

221） Simon Mortimore, supra note 18), para［13.33］, at p. 323（Marcus Haywood）.

222） ［2013］EWHC 3147（Comm）.

したがって、ある取締役が支配的な地位にある他の取締役によって支配され、欺かれ、または操作され、それによって自身の責任を完全に放棄することは、義務違反に該当する。……取締役の独立判断義務は、現在、2006年会社法173条に明記されている。この個人的な信認義務を果たすにあたり、取締役は、誠実さや技量・能力に疑念の余地のない他の取締役の判断や情報、または助言を信頼することが認められる。さらに、企業経営には多様な意見がありうる問題についての判断が求められ、また、一定の妥協が必要となることも多い。……会社の利益のために行動する取締役の義務の一環として、他の取締役の意見を聞き、それを考慮することが求められる。そして、他の取締役が会社の最善の利益を考慮した上で意見を述べていると納得した場合、自身の意見とは異なるとしても、それに従うことは正当な判断である」[223]。

以上のとおり、取締役はそれぞれ異なる経験や専門知識を持ち、共同で会社を経営するため、それぞれの強みを活かすことが求められており、取締役は独立した判断を行う義務を負うが、自身よりも経験豊富で専門知識を持つ取締役の意見を尊重することも認められるべきである[224]。また、同判決により、他人によって支配・操作され自らの義務を完全に放棄する取締役と、支配的な地位にある取締役の判断および（外見上の）専門性を考慮しながら誠実かつ合理的に会社の最善の利益のために行動する取締役との間で線が引かれ、前者は明らかに独立判断義務に違反するとされる[225]。ただし、このような2種類の取締役を区別する線をどこに引くべきかについては、個々の事案の具体的な事実関係に応じて、慎重に検討すべきである[226]。

3　小　括

以上の検討から、独立判断義務とは、取締役が常に他人の意見に依拠す

223）Ibid, at paras［191］-［193］.
224）Simon Mortimore, supra note 18), para［13. 09］, at p. 317（Marcus Haywood）.
225）Ibid, para［13. 10］, at p. 317（Marcus Haywood）.
226）Ibid.

ることなく独立して判断を行わなければならないことを求めるものではない。形式的には、ある取締役が、会社内の支配的地位を有する取締役の意見に基づいて判断を下す場合でも、当該支配的取締役の意見が会社の最善の利益に資するものであるかについて、独立した判断を行っているか否かが、結論に差異を生じさせる決定的な要素となる。取締役が個人的な責任を放棄し、他人に完全に支配されたり操作されたりすることを許容したり、得た情報や意見について何らの検証もせず、命令や指示として無批判に受け入れ、それに基づき職務を遂行した場合には、独立判断義務に違反したと評価されることになる。このように、取締役の独立判断義務および注意義務はいずれも、取締役は得た情報や助言等を直ちに信頼せず、それに依拠して職務を遂行するかどうか自らの判断を加えるべきであることを強調する点において、共通する側面をもつ。この点からみれば、独立判断義務が信頼の原則の適用を否定する方向に作用する機能を持つとは必ずしもいえない。

もっとも、取締役の独立判断義務と注意義務は、取締役が自らの責務を放棄し、何ら判断を加えることなく他人の意見に直ちに依拠した場合には、いずれにおいても同様の結論を導くことがあるものの、それは両義務が相互に代替しうることを意味するものではない。取締役の独立判断義務は信認義務の一環であるため、その義務違反に伴う法的効果は、注意義務違反の場合とは当然に違いがある。また、独立判断義務が会社の成功を促進する義務を構成する一内容である以上、当該義務を尽くしたか否かは、取締役が他人の意見を採ることが会社の最善の利益に資すると誠実に信じたかどうかについての裁判所の認定に委ねられる一方、注意義務を尽くしたか否かは、裁判所がいわゆる「二重基準」に照らして、取締役の職務遂行上の過失の有無を判断することによるのであって、両者の判断基準は異なる。さらに、信頼の原則の適用要件の1つとされる「会社の利益・職務のより適切な遂行のための独自判断」は、会社判例法の蓄積に基づき形成されてきたにすぎず、将来的にその理解は変容する可能性もある[227)]。これに対し、

227） 法律委員会も、信頼の原則に関連する分野の法律がなお発展途上にあり、

独立判断義務はすでに会社法上明文化されており、その解釈・適用はより明確である。

取締役の一般的義務が成文法化されつつあるイギリスの現状においては、信認義務と注意義務とを区別することの意義は、従前ほど大きくはないと指摘される[228]。もっとも、信認義務と注意義務の相違は依然として存在し、それは各義務の具体的内容がなお過去の判例法および衡平法に基づく解釈に依拠している点[229]、および義務違反の効果としての責任追及のあり方が異なる点に求められる。

四　むすびにかえて――日本法への示唆

以上の検討から、イギリス会社法における信頼の原則について、次のようにまとめることができる。

まず、信頼の原則の正当化根拠について、取締役の他の取締役や従業員への信頼が問題となる場面では、会社の規模の拡大に伴い、会社の多様か

あえて信頼の原則を成文法化すれば、その内容が過度に限定されるおそれがあることを理由として、信頼の原則については会社判例法に委ねる現状を維持すべきであると提言した（The Law Commission and The Scottish Law Commission, supra note 83), para. 5.36, at p. 55)。

228）　Paul L. Davies & Sarah Worthington & Christopher Hare, supra note 32), para. 10-003, at p. 250.

229）　2006年イギリス会社法170条(4)項。取締役の一般的義務に関する会社法の規定と従前の判例法理との関係については、会社法の規定は既存の判例法理に完全に置き換わるものであり、既存の判例法理の参照は規定が不明確な場合や額面通りの適用が意味をなさない場合などに限られるとする立場（Mary Arden, Reforming the Companies Acts- The Way Ahead, The Journal of Business Law, November 2002, at p. 588, Deridre Ahern, Directors' Duties, Dry Ink and the Accessibility Agenda, The Law Quarterly Review, Vol. 128, 2012, at p. 129 ）と、裁判所は、原則として既存の判例法理を参照すべきであるが、会社法の規定が従前の判例法理と齟齬がある場合には明文規定を参照すべきであるとする立　場（Edited by Mary Arden, Dan Prentice, David Richards, Buckley on the Companies Acts, LexisNexis, First Published in 2000, 15th Edition, 2013, at para. 830（Richard Nolan））に分けられる。

つ重要な業務を他の取締役や従業員に委ねざるを得ず、またビジネス活動の性質に照らせば、かかる委任された業務の遂行について取締役が信頼を寄せることは不可避であり、もしそれを全面的に否定すれば、ビジネス活動自体が成り立たなくなる。したがって、会社規模の拡大に起因する職務分担の必要性というビジネス活動の性質が、この場面における信頼の原則の正当化根拠になる。一方で、取締役の専門家への信頼が問題となる場面では、取締役の注意義務がその有する知識・経験の範囲に限定されることが重要となる。すなわち、取締役の知識・経験を超える高度に専門的な事項については、取締役のみで自ら判断することは想定されておらず、専門家の助言に依拠することがむしろ当然である。この意味で、取締役の注意義務は、取締役の専門家への信頼を正当化する根拠となるのみならず、いかなる事項に関して取締役が専門家に依拠しうるかを画定するものともなる。以上のような理解は、現在のイギリス会社法においても妥当すると考えられる。

そして、信頼の原則の位置付けについて、取締役の信頼自体は、裁判所が取締役の注意義務違反の有無を判断するにあたり考慮すべき重要な要素として機能し、また、取締役の注意義務違反の有無にかかわらず、取締役資格の剝奪の可否、あるいは責任救済の可否が問題となる局面においては、裁判所が取締役の注意義務違反の重大性を評価するにあたり考慮すべき重要な要素として機能する。したがって、イギリス会社法における信頼の原則の適用は、直ちに取締役の注意義務違反を否定することを意味するものではない。むしろ、他の注意義務違反を直接基礎付ける特段の事情（たとえば、資格剝奪された者の会社経営への関与を容認した場合）が存在しない場合には、注意義務を尽くしたと評価する方向に働き、また、かかる特段の事情が存在する場合であっても、注意義務違反の重大性を否定する方向で機能するにとどまる。

そうすると、要件事実をどのように把握すべきかが問題となる。取締役の注意義務違反ないし責任救済が問題となる場面では、原告側は、当該取締役の地位および有する知識や経験に照らして具体的な注意義務が課されたこと、取締役にその具体的な注意義務に違反する作為または不作為が

あったこと、当該義務違反と会社に生じた損害との間に因果関係が存在することを立証すべき責任を負う。被告たる取締役側は、専門家や他の取締役または従業員から提供された情報または助言等を合理的に信頼したため注意義務違反はないこと（あるいは注意義務の違反が軽微であること）を主張・立証する必要がある。また、取締役の資格剝奪が問題となる場面では、原告側は、上述の立証に加えて、取締役の義務違反が「無謀」または「無能」に該当すると主張・立証すべき責任を負うことになる。

さらに、信頼の原則の適用要件について、取締役の専門家への信頼が問題となる場面では、「資格または専門能力の存在」、「疑問を抱く理由の不存在」、「会社の利益・職務のより適切な遂行のための独自判断」、「十分かつ正確な情報の提供」、および「再確認の徴求」が要件として考えられる。取締役の会社内の他の取締役や従業員への信頼が問題となる場面では、「監視・監督の履行と内部統制の構築」、「特に疑うべき理由の不存在」、および「職務分担による信頼の対象・範囲の限定」が要件として考えられる。また、取締役には独立判断義務が課されているとしても、それは信頼の原則の適用を否定するものではなく、取締役が自らの責務を完全に放棄してはならないこと、いわゆる「会社の利益・職務のより適切な遂行のための独自判断」という要件にまとめることができる。

日本法における信頼の原則については、冒頭で述べたとおり、学説および裁判例において一定の議論が展開されているものの、その内容には依然として争いがあり、体系的・詳細な整理はいまだ十分とはいえない。この点については、今後の課題としたい。もっとも、イギリス法に関する比較研究は、今後日本法における議論を深化させるうえで、以下のような示唆を提供しうるものと考える。

第一に、イギリス会社法は、取締役が専門家に依拠する場面における信頼の原則の正当化根拠について、注意義務における二重基準を前提としている。すなわち、取締役が一般の取締役に期待される知識・経験を超える高度の知識・経験を有する場合に、その超過部分に関しては、当該取締役の信頼は正当化されないと解される。ただし、取締役の専門能力が買われる場合や特約により専門的能力・資格をもって職務遂行が合理的に期待さ

れる場合を除き、取締役に専門家と同様の程度の知識を有することを要求すべきではない[230]。日本法においては、取締役の善管注意義務が客観的なものである[231]ものの、銀行業や原子力事業など高度の公共性を有する業界に属する会社の取締役[232]、または会社が特約により取締役の専門能力を買っている場合[233]には、より高度の善管注意義務を要求されるとする考え方もある。さらに、近年では、弁護士資格を有する取締役については、職務遂行に際して一般の取締役より高度の善管注意義務を認めた裁判例が

230） イギリス倒産法における不当取引に関するものであるが、前掲Re Continental Assurance Co of London plc（No. 4）（前掲注71）参照）事件判決は、責任追及された取締役が長年にわたり保険会社に勤務し、会計に関する知識を有していたとしても、それは単に「高度な知識を有する一般人」にとどまり、会計専門家と同等の専門的能力の発揮を要求することはできないと判断した。この理解は注意義務違反の判断枠組みにおいても妥当するものと考えられる。

231） 岩原・前掲注４）237頁〔森本滋〕。

232） 銀行取締役の善管注意義務については、大阪地判平成14年３月13日判例時報1792号137頁、最決平成21年11月９日刑集63巻９号1117頁、東京高判平成28年10月19日金融・商事判例1502号32頁、東京高判平成29年９月27日判例時報2386号55頁など参照。また、神吉正三「銀行取締役の注意義務」筑波法政28号（2000年）101頁、岩原紳作「金融期間取締役の注意義務――会社法と金融監督法の交錯」落合誠一先生・還暦記念『商事法への提言』（商事法務、2004年）211頁以下も参照。原子力発電所を経営する会社の取締役の善管注意義務については、東京地判令和４年７月13日判例時報2580・2581号合併号５頁参照。また、弥永真生「原子力発電所を有する会社の取締役の任務懈怠」ビジネス法務2022年12号117頁参照。

233） 会計監査限定監査役（会社法389条１項）の責任について、最判令和３年７月19日金融・商事判例1640号８頁草野耕一裁判官補足意見は、「会計限定監査役は、……公認会計士資格を有していたとしても、……その専門的知見に基づく公認会計士法２条１項に規定する監査を実施すべき義務があったとは解し得ない……。次に、監査役の職務は法定のものである以上、会社と監査役の間において監査役の責任を加重する旨の特段の合意が認定される場合は格別、そうでない限り、監査役の属性によって監査役の職務内容が変わるものではない」と述べた。取締役の責任に関する場面でも、上記補足意見を参照することは可能である。

ある[234]。この点に関する日本の学説は統一的な見解に至っていないが[235]、仮に日本法がイギリス法と同様な理解を採るとすれば、イギリス法における「専門知識の程度」と「信頼の合理性」との関係をめぐる議論は、今後の日本法の検討にとって重要な参考となりうる。

第二に、イギリス会社法における信頼の原則の位置付けについては、注意義務違反を認めた場合に、損害賠償責任が発生するにとどまらず、その違反の重大性に応じて、裁判所の裁量による責任の全部または一部免除、さらには取締役の資格剝奪といった、多様な法的効果が生じうる点に特徴がある。したがって、信頼の原則を注意義務の一内容として位置付けた場合であっても、信頼の合理性の程度に応じて、注意義務違反の有無のみならず、資格剝奪や責任免除の判断にも影響を及ぶことになる。これに対し、日本法においては、善管注意義務違反および任務懈怠責任の成否の判断では、注意義務違反の程度を判断要素として組み込んでいない。一方で、会社法は、善意かつ重大な過失がない場合の取締役の責任の一部免除制度を規定している（同法425条・426条・427条）。この制度は、イギリスにおける責任救済制度と類似するものとして評価される[236]。したがって、善管注意義務違反の「重大性」の有無が争点となる場面において、信頼の原則がその判断にどのような影響を与えうるのかについては、イギリス法の議論を参照しつつ検討することは意義があると考えられる[237]。

第三に、信頼の原則の適用要件については、イギリス会社判例法は豊富な具体的事例を通じて、その内容を具体的に発展させてきた。これらの要

234）　東京高判令和４年９月15日金融・商事判例1673号26頁。

235）　たとえば、満井美江「判批」金融商事判例1598号（2020年）６頁は、専門家である会社役員の善管注意義務について、「職業的専門家としての正当な注意義務が求められる」とする一方、滝澤孝臣監修・野上誠一『判例法理から読み解く裁判実務　取締役の責任』（第一法規、2022年）83頁は、「法律専門家である弁護士であるというだけで、直ちに高い注意義務を負うことになるのかなどについて、慎重な検討が必要である」とする。

236）　岩原・前掲注４）294頁〔黒沼悦郎〕。

237）　近年、社外監査役の善管注意義務違反の重大性が争点となる裁判例も出ている（大阪高判平成27年５月21日判例時報2279号96頁）。

件は具体的な事実関係に即したものにすぎないが、類似の場面において裁判所が反復して示しているものについては、すでにイギリス会社判例法における一定の共通理解として定着していると評価しうる。内部統制システムの構築については、イギリス法では法的義務ではなく、ソフト・ロー上の要請にとどまるため、同義務を信頼の原則の適用の必要的要件として位置付ける判例法理は確立していない。これに対して、日本法は、大会社および委員会型会社（指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社）に対して、内部統制システム決定義務を明文で課しており（会社法362条4項6号・5項、399条の13第1項1号ハ・第2項、416条1項1号ホ・第2項）[238]、イギリス法とは制度的前提が異なるので、注意が必要である。一方で、会社が単層制取締役会を採用し、その内部において非業務執行取締役が監督機能を担うというイギリスのコーポレート・ガバナンスのあり方は、近年の日本における社外取締役の設置義務化（会社法327条の2）[239]や、監査等委員会設置会社への移行[240]といったコーポレート・ガバナンス改革の方向性と軌を一にする。このような背景を踏まえると、イギリス法の検討は、日本法において、特に社外取締役や監査等委員会の監査等委員が信頼の原則をどこまで主張しうるかについて重要な示唆を与えるものといえる。

238） 大阪地判平成12年9月20日判例時報1721号3頁、最判平成21年7月9日判例時報2055号147頁参照。また、藤田・前掲注3）376頁以下、池島真策「取締役の善管注意義務と内部統制システムに関する問題」法学研究82巻12号（2009年）359頁以下も参照。

239） 日本における社外取締役については、経営者の職務執行をもっぱら監督する機能を担うものと想定されている（江頭憲治郎編『会社法コンメンタール1』（商事法務、2008年）40頁〔江頭憲治郎〕）。また、法制審議会会社法制部会は、社外取締役の機能について、助言機能（経営効率の向上のために助言を行う機能）、経営全般の監督機能（重要事項の決定に関して議決権を行使して経営全般を監督する機能と経営全般の評価に基づき、経営者の選解任の決定に関して議決権を行使して経営全般を監督する機能）、および利益相反の監督機能と想定する（法制審議会会社法制部会第9回会議（2011年1月26日）。

240） 東京証券取引所「東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書2025（データ編）」（2025年4月）9頁参照。

江　正一（コウ　ショウイチ）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
慶應義塾大学大学院法学研究科助教（有期・研究奨励）（非常勤）
最終学歴　中国政法大学法学院修士課程
専攻領域　取締役の善管注意義務